

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年教育長告示第3号）による援助費の支給に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	四万十町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1（2）：知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年教育長告示第3号）による援助費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年四万十町教育長告示第3号）による援助費の支給に関する事務 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年教育長告示第3号）による援助費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号） 第一条	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費（以下「援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱
--------------	--	----------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 第4条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号a	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 第4条 第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項2号	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 第7条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	状況変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項2号a	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 第4条、第7条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	